

## 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するため以下のとおり取り組みます。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人であるお客さまがガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

### 1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

お客さまと保証契約を締結する際に次の点について確認を行い、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、お客さまの意向も踏まえたうえで総合的な検討を行います。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
- ② 法人と経営者との間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていない。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

なお、審査の結果、保証契約を締結する場合は、主たる債務者と保証人に対して保証の必要性などを丁寧かつ具体的に説明するほか、保証金額の設定については、お客さまの各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、融資にかかる情勢等を総合的に勘案して設定します。

### 2. 既存の保証契約の適切な見直しについて

お客さまから既存の保証契約の変更、解除等の申し出があった場合は、主に上記①～⑤について検討し、改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額について柔軟に検討を行い、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。

なお、事業承継時には原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討します。

### 3. 経営者保証を履行する時の対応について

万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲を決定します。

令和6年3月26日  
西春日井農業協同組合